



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	基調報告 ベル・エポック期のフランス民法学 ―プラニオル
Author(s)	レミイ, フィリップ; REMY, Phillipe; 吉田, 克己//訳 他
Citation	北大法学論集, 52(5), 220-255
Issue Date	2002-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15110
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(5)_p220-255.pdf



基調報告

ベル・エポック期のフランス民法学——プラニオル

ポワチエ大学法学部教授　フィリップ・レミイ

訳　吉　田　克　己

(一) マルセル・プラニオルは、一八五三年ナント市に生まれ、一九三一年にパリ市でその生涯を終えた。その活動期は、一八八〇年(教授資格試験の年)から第一次世界大戦期に及ぶ¹⁾。プラニオルは、サレイユ(一八五五年生)やジェニイ(一八六一年生)と同様に、「ベル・エポック期」の民法学者であった。問題は、この言葉を通して何を理解するかである。マロリイ学部長の著書『法思想のアンソロジー』の中に、プラニオルの肖像写真が収録されている²⁾。それを眺めてみよう。フロックコートに身を固め、鼻眼鏡をかけ、短い髭を蓄え、頭髮に櫛をよく通し、アンリ二世風の堅い肘掛けいすに厳めしく座っている男がいる。この男の肖像の背後に、何があるのであろうか。プラニオルに与えられた

運命は、兩義的なものであった。プラニオルは、サレイユやジェニイ⁽³⁾と比べれば、知名度の点で劣るかもしれない。しかし、プラニオルは、フランス民法学に対して、サレイユやジェニイと比較して、目立たないかもしれないがはるかに強い影響を与えたように思われるのである。

(二) フランス私法の歴史において、一八八〇年から一九一四年にかけての時期は、疑いなくひとつの転換点をなす⁽⁴⁾その意味を十分に理解するためには、世紀末の時代思潮を思い起こす必要がある。普仏戦争の敗戦とパリ・コムミュンの後に、第三共和制が樹立された。この体制には最初から不安定性がつきまとい、その後の時期には衝撃が走ることになる(ブーランジュ事件から大事件〔ドレフュス事件〕へ。そして、その間にも多くの事件が起こったのである)。ブルジョワジーはその絶頂期を迎えた。しかし、それは、「危険な階級」に不安をかき立てられ、「社会問題」に苦悩するブルジョワジーでもあった。カトリック教会と国家との関係という問題が激しさを増した。そのなかでも熾烈な争点になったのは、修道会とりわけ教育を行う修道会の問題である。学位授与に関する独占権を再び獲得した大学は、「フランス流の」カント主義⁽⁵⁾に改宗した。他方で、レオン・ブルジョアおよびセレスタン・ブグレの「連帯主義」は、個人主義と集散主義の中間の道を模索する理論を急進派に与えようとした。⁽⁶⁾一八八〇年から一九一四年にかけての時期におけるこれらの政治的・社会的諸問題やイデオロギーの不安定性といったものを、プラニオルの二百を超える判例評釈やその『民法概論』における多くの文章の中に見出すことができる。これらの諸問題に対するプラニオルの立場は、一貫してきわめて明確であった。それを理解するためには、一方では民事立法の動向を、他方では学説の動向を想起することが必要である。

(三) 立法の領域において、第三共和制は、漸進的に二つのプログラムを成し遂げた。第一は、一八六六年から一八六七年にかけてジュール・ファーブルの周りに集まった小規模の「共和主義委員会」⁽⁷⁾が作成し、アコラスのお陰でひと

の知るところとなつたプログラムである。アコラス自身は、ナポレオン法典に対する強固な敵対者であつたが、この「委員会」は、家族法に対する部分的手直しを推奨することゝ満足した。これらの改革案は、一八八四年から一九一二年にかけて実現することになる。離婚制度が復活し、妻の無能力制度に亀裂が入り、生存配偶者が用益権レベルの相続人となり、自然子の相続分が引き上げられ、姦生子について後の婚姻による準正が認められ、そして、長い戦いの末に、自然子の父の探索が認められた。⁽¹³⁾ この立法動向は、法典のあちこちに点在するものにすぎなかつたが、量的には多いものであり、相対的には首尾一貫したものであつた。四分の一世紀で、民法典の条文のうち二五〇ヶ条以上が書き替えられた。⁽¹⁴⁾ しかし、これらの諸改革は、新たな法典を作り出すものではないし、そのようなものではありえない。一八〇四年の法典は、この同じ時期に、共和制のシンボルに、国民の思い出の地になつていたからである。たしかに改革はあるであらう。しかし、法典の作り直しはありえない。⁽¹⁶⁾ プラニオルは、この妥協に自らを適合させることになる。

〔四〕 第二の立法上のプログラムは、まさに、法典の外で、さらには法典に反して成し遂げられた。それは、「社会法」のプログラムである。「社会法の理念」は、当時指摘されたように、マルクス主義的社會主義から社会カトリックまで、きわめて広いスペクトルをカバーしている。この理念は、ひとつの根本的な問いを通して自らを表現する。すなわち、「社会」法典である労働法典は、「所有者の法典」である民法典に置き換わることになるのであろうか？⁽¹⁷⁾ ここでもまた、第三共和制は妥協を選ぶことになる。「ブルジョワ」法典は存続する。しかし、その傍らに、「労働者立法または産業立法」が構築されるのである。具体的には、労働組合に関する一八八四年のワルデックルソー法、労働契約を規律する一八九〇年法、労働災害に関する一八九八年法などである。この動向は、象徴的な形で、一九一〇年に行われた労働法と社会保障法の法典化において頂点に達する。⁽¹⁸⁾ 一方には所有権と個人主義に基づく「ブルジョワ」法典が、他方では労働者階級の「社会」法典が存在する。この共存の中に、急進派と連帯主義學説が追求した妥協が、よく示されて

いるのである。この妥協——そして曖昧性——は、もちろんニュアンスの差は伴つてであるが、ベル・エボック期のすべての民法学者に見出されるものである。プラニオルにおいても、労働問題はいくつかの形で現れることになろう。フォートおよびリスクに関する論争、労働契約の解除またはストライキに対する権利濫用法理適用の問題、労働組合への法人格付与の問題などである。プラニオルは、そこにおいて、自由主義側に「自覚的に参加する *engage*」民法学者として登場する。

〔五〕 民法学説もまた変化を経験する。それには固有の理由があつた。一定の理由は明白なものであつたが、それにそれほど明白でない理由もあつた。

最も明白な理由は、民法典が百周年を迎えようとしていたことである。共和主義のシンボルにまで昇進したこの古い記念物を保存すべきなのであろうか、それとも、「社会法理念」の氾濫に身を曝す危険を冒すことになるのであろうか、その全体の再構築に取り組むべきなのであろうか？ 民法典に手を触れないとすれば、古い法典が解決しえない諸問題——機械化に伴う事故の賠償、法人格、契約当事者間の不平等性、所有権の濫用、不当利得など——の解決を、どこに、どのように見出したらよいのであろうか？ 法典を保存する場合には、どのようにして法典を超えていけばよいのであろうか？ これは、法源と方法の問題であり、サレイユとジェニイが取り組んだ問題であつた。プラニオルは、ここでは、学説をリードする旗手ではない。しかし、プラニオルは、これらの学派のリーダー達以上に、一九世紀末期に民法典が時代遅れのものとなつてしまつた事実をフランスの学説が認めたということを、よく示しているのである。

学説における変化の第二の理由は、これもはつきりしているものであるが、ドイツ民法典(BGB)の起草と公布である。フランスの学説は、これに対して複雑な思いを抱くことになる。一方では、賞賛がある。ドイツ帝国は、法典を備えることになつた。「この法典は、それ一つで一九世紀の科学運動を要約するものであり、法の新たな全体的発展の

出発点として役立つものである」(サレイユ)⁽¹⁹⁾。そこには、学ぶべきものが多くある。これがサレイユの確信であつた。⁽²⁰⁾ ドイツ学説は、方法の問題をきわめて深く考究したので、そこには多くの取り入れるべきものがある。これがジェニイの行つたことであつた。しかしながら、この賞賛には、拒絶反応が混ざり合う。本当に、ライン河を超えて、ビスマルクの帝国に公然とモデルを探しに行くべきなのであろうか?⁽²¹⁾ プラニオルは、ドイツ民法典およびイエーリングから多くを取り入れている。しかし、彼は、その事実を必ずしも明確には述べないであらう。

〔六〕 一八八〇年から一九一四年にかけての学説の変化の理由としてあまり知られていないもののうち、次の二つは明らかにしておく価値がある。この二つはいずれも些細なものではあるが、それが組み合わさつた結果は、甚大なものであつた。

第一に、法学教授の採用方式が一八五五年に変わった。大学教授の新しい世代は、単一の教授資格試験⁽²²⁾を通じて採用され、それによつて、教授共同体はより大学的な色彩を帯びることになつた。⁽²³⁾ ビュフノワール、ブダン、ラベ……最初の教授資格試験(一八五六年)⁽²⁴⁾の成績優秀者の中に、これらの名前を見出すことができる。そして、彼らのスタイルは、それに続く世代のスタイルを予告するものであつた。「一八八〇年世代」——これはボンヌカーズの表現による⁽²⁵⁾——は、まるまる「科学的」スタイルに移つた最初の世代であつた。そのようにして、学説の「大学的」な性格がいっそう強まることになる。教授資格試験の専門化(一八九一年)が、この特徴をさらに強めるであらう。「教授達の法」が間もなく生まれるのである。

他のもう一つの改革も、同一の方向を推進する。ビュフノワールによつて準備された一八九五年の教育プログラムは、法学士号取得に必要な三回の年次試験に含まれる科目の順番を変更した。⁽²⁶⁾ それまで、法典は、「法律が規定する条文の順序に従つて、三つの等しい部分に」分割されていた。このような分割は、もはや行われぬ。民法の教授は、民法典

の教授であることを止めるのである。プラニオルの『民法概論』(一八九九年)は、民法典から切り離された教授達の法の最初の総括であった。他の著作者達(コランとカピタン、ジョスラン)がそれに続く。一方、「古いスタイル」の最後の著作(ユック、ボードリイ・ラカン・ヌリイ)が、消え去ろうとしていた。

〔七〕 この教授達の法には、「科学的」である以外の選択肢はなかった。この点に関しては、いくつかのモデルが利用可能であり、それらを組み合わせることも可能であった。

第一の、技術的に完璧なモデルは、ドイツ民法典の中に見出された。パンデクテン法学の一世紀を経る中で、ドイツは、厳密な概念構成の方向へと駆り立てられていた。それは、ナポレオン法典には欠けていたものであった。フランス民法典からドイツ民法典へ、そこには、科学性という点ではポチエとヴィントシャイトとの間と同一の距離がある。ひとは、かくして、一世紀にわたる概念化と体系化の成果を、ドイツ民法典から汲み上げることができであろう。この動向はきわめて自然であつて、オブリとローは、ツァハリエの『綱要』を移し替えるに際して、パンデクテンのスタイルの導入を試みていたのである。

他のもう一つのモデルは、より拡散したものであるが、半世紀ほど前から構築されつつあった社会科学のモデルである。すなわち、「科学的」歴史学、社会学、政治経済学などである。七月王政期に流行した歴史主義が直面したのは、いまだ若い法典であった。法典の政治的意義は、完全にその活力を保っていた。二世代を経て、「科学」学派が相手にしたテキストは、その政治的獲得物かもはや脅かされることなく、技術における潜在的 가능성이汲み尽くされてしまったテキストであった。それゆえ、法は、他の場所で、「現実の」法源の中で探求される必要がある。そこにあるのは、常に可動的で、生命すべての法則であるところの進化の法則に服する「生ける」法である。歴史主義は、一種の社会有機体説的生気論(vitalisme organique)になる。法の「科学」は、他の社会科学と同様に、一種の比喻ではあるが自然

科学と同一の性格を持つようになるのである。⁽²⁹⁾

これら二つのモデルは、明らかに反対の方向を向いている。概念主義的な形式主義と発展主義的・社会有機体的生氣論との対抗である。この対立は、ドイツにおいては「概念法学」対「利益法学」、ヴィントシャイト対イェーリングの対立である。しかし、フランスにおいては、これら二つの対立したモデルは、いずれも法典を超えていくことを可能にするものであり、ひとはこれを結合して用いたのである。ジェニイにおいては、このことは、なおためらいがちに二項対立的な構成（利益についての「所与 (donné)」、「概念についての「構成 (constituit)」を通じて表現されている。プラニオルにおいては、結合はより直接的である。利益が概念を産み出していくのである。

〔八〕 プラニオルの著作を研究することは、かくして、フランス法思想の理解にとつて、寄与するところがきわめて大きいのである。私には、それは、サレイユやジェニイを読むよりも寄与するところが大きいとすら思われる。二つの理由を指摘しておきたい。

第一に、いかなる「解釈方法論」も残さなかつたとはいへ、プラニオルは、その時代のすべてのテーマを自己の理論に組み込んでいる。ただし、それは表に出ないやり方においてであり、一種の懐疑的プラグマティズムを伴つてであつた。このプラグマティズムは、フランス学説の一般的な調子になつていくであらう。法典は常に存在する。しかし、それは、(その年齢の故に) 便利でもあり、(同様にその年齢の故に) 限界がありもする単なる道具として存在するにすぎない。必要がある場合には、ひとは、持つてゐる手段を用いて好きなように法典を超えるのである。持つてゐる手段とは、判例であり、形成されつつある慣習であり、出来の善し悪しはあるにせよ、個別の法律であつた。法典は、かつてはそうであつたことがあつたにしても、もはや民法のすべてではない。プラニオルは、プラグマティックに、変化を認める。「法は、生命と同様に、そして人間の意見と同様に可動的」⁽³¹⁾だからである。法典は、この変化を押しとどめるこ

とはできない。変化は、生命自体なのである。法典化された法の時代は終わった。密やかに、学説上の大騒ぎもなく、民法は脱法典化されたのである。

第二に、サレイユやジェニイとは違って、プラニオルは、その『民法概論』によって、次の世代に引き継がれることになる民法の真の体系を残した。民法の唯一の「体系」が、その性格の深いところでは懷疑主義的な経験主義への指向性を示す人物によって樹立されたということは、驚くべきパラドックスである。プラニオルの体系は、まずもって教育的配慮に基づくものであった。「推論の明晰性」、「概念の制御」、「曖昧な」概念の拒否⁽³²⁾、これらは、教師の配慮である。⁽³³⁾この教育的体系化の努力において、プラニオルは、彼のモデルを、最も適切にそれを見出すことができることから、すなわちドイツ法から採用した。しかしながら、この体系に実体を提供したのは、時代が提示する諸問題であった。権利濫用の問題、法人格の問題、物権の問題、フォートの問題、コーズ理論に対する批判、債務の発生原因の理論などである。プラニオルがしばしば語ったように、体系の前に、諸問題——実務として「生ける法」が提示する諸問題がある。かくして、プラニオルの体系は、諸問題に対する回答あるいは——こちらのほうが適切な言い方かもしれないが——対応を通じて造り上げられたのである。そして、これらの絶えざる回答あるいは対応は、多かれ少なかれ急いでなされたものであった。これらのテーマがどのようにして体系を形成したのか。これが明らかにすべき問題である。と、いうのも、脱法典化が密やかなものであった（Ⅰ）のと同様に、この体系にはヴェールがかけられていた（Ⅱ）からである。

Ⅰ 密やかな脱法典化

〔九〕一八八〇年から一九一四年にかけての時期は、法典化された法というフランスの経験の終期を画した。民法典が消滅したとか、深刻な危機にさらされたということではない。⁽³⁾ そうではなくて、民法典は、唯一の法源であり、フランスの真の「市民的基本法 Constitution civile」であるというその象徴的な地位を失うのである。プラニオルは、法典化に対してフランスの法律家にかなりの程度で共有されている立場をよく示しているよう思われる。民法典は、使いやすい便利な法源として、なお存在している。しかし、それは、他のものと並んで、ワン・オブ・ゼムとしてなのである。民法典によつて政治的に何が獲得されたかは、明瞭に自覚されていた。しかし、民法典は、「書かれた理性」としてではなく、一つの歴史的産物として扱われる。その廃止にまで進んだわけではない。しかし、もはやその注釈を行うことだけに自己を抑制するわけにはいかない。とはいえ、民法典改革の試みは、あまりなされなかった。一つには、それを行うにはリスクが大きすぎたからであり、一つには、法典というものの徳に対する忠誠が緩んでしまっていたからである。民法典が衰えを見せているとすれば、ひとはそれを確認するであろう。民法典に永遠の別れを告げることは、大きな騒動なしに行うことができるであろう。しかし、ひとたびそれを行うならば、それは終局的なものになってしまふ。これが、まず法源に関する理論を、ついで方法を検討することによつて、プラニオルのもとで検証することができるのである。

〔一〇〕 プラニオルの法源理論は、『民法概論』の序論において展開されている。さわめて明快な叙述ではあるが、それでもそこには様々な要素が混在している。そこに見出すことができるのは、次のような要素である。①自然法に対してあたりさわりのない敬意を払う。ただし、この敬意は、プラニオルのような懐疑的な実証主義者にも受け入れ可能のように、最小限のものに切り縮められている。②法典化の歴史的利点を承認する。この点では、サヴィニーに対して多少揶揄的である。③競合する法源を平然と受容する。受け入れられるのは、具体的には、個別立法法であり、そしてと

りわけ判例である。

〔一一〕 法を簡潔に「諸法律の総体」と定義した後には、これまた簡潔に「実定法」と「自然法」との区別がなされる。簡潔ではあるが、プラニオルの法哲学をよく物語る区別である。基本的ポイントは、「特定の具体的な研究対象を形成」することができるもの、換言すれば「ある特定の国家において現に効力を有する法規範」でなければ、「法」として取り上げられない、ということである。⁽³⁵⁾ その結果、「自然法」を「理想法」と理解する「不明瞭な觀念」は、放逐されなければならぬことになる。自然法は、根本的には、法に属するものではない。それは、「法律でも、法律の理想でもない」。それは、むしろ一種の共通道徳である。それは、「衡平および良識に関するきわめて少数の戒律」に縮減された世俗的な教理問答書である。「それを実定法の条文の形で定式化することは、無益」なことである。「人間の生命と自由を確保し、その労働と財産を保護し、道徳秩序にとって危険な逸脱を抑圧すること」、これらがその内容だからである。プラニオル自身によれば、それは十戒よりもお簡潔なものである。これらの単純で不易の諸原則は、おそらく「立法の至高の規範」となる。しかし、これらの諸原則は、それらを「上首尾に獲得されたもの」と捉えることができる法律家にとっては、根本的には無益なものである。実定諸立法は、互いにきわめて異なったものであるが、「一般的には自然法に適合している」。この「自然法」は、ほとんど空虚であり、法律家にとつての操作可能性を欠いている。それゆえそれは、実定法秩序を混乱させる危険もないのである。プラニオル自身が言明しているように、それは、いわゆる「法の進歩」とは関係がない。そして、法の進歩にしても、きわめて疑わしいのである。プラニオルは、懐疑的な実証主義者である。

〔一二〕 法典化は、法実務家にとつて有益であり、一般的によいものである。というのも、法典化は、その絶頂において、成文法が保有する諸資質——慣習法との対比において、明確性、確実性、固定性、一体性——をもたらずから

である。⁽³⁶⁾ これらすべてが、「実務」が必要とするものである。法典化に対しては、サヴィニーの反対があつたし（それはラブレイによつて再度取り上げられた）、最近では、「法典化の有害な影響に対するサレイユの懸念」⁽³⁷⁾がある。しかし、プラニオルは、法典化に対する批判のうち、一つの批判しか取り上げない。すなわち、常に動いている法を固定化してしまうという批判である。そのうえ、プラニオルによれば、この点に関する「議論は終わっている。サヴィニーの誤りは、事実が証明している」。「近代の国民」は、実定法を固定化させることなく、法典化の利点を發揮させることができるといふのも、「立法議會はほとんど恒常的に審議している」のであつて、それが法典化された法に「必要な柔軟性」をもたらずからである。⁽³⁸⁾ これらの法律が法典の体系を乱すことがあるとしても、それはさほど重要ではない。

法典化に対する以上のような考え方は、明らかに、法典に対する「科学的」批判を無視するものである。しかし、プラニオルにとつては、ある法典が推奨されるのは、その「科学的」性格によつてではない。法典が作られるのは、教師や学生のためではなく、実務家のためである。この観点からすれば、フランス民法典は、成功であつた。法典は、多くを「善良で正直なポチエ」に、「その精神は質素で、何ら天才的卓越性を示すものではないが、常に誠実で明晰性をこよなく愛する」ポチエに負つて⁽³⁹⁾いる。そうである以上、民法典の第三編が「異質な素材の堆積」であることや、その序章が「立法的決定というよりは、学説上の諸見解あるいは哲学上の表明を含む書物の残滓」にすぎないことは、大した重要性を持たない。⁽⁴⁰⁾ このようにして、法典は、実務の「道具」という地位にまでその役割を縮減される。これが、民法典百年記念行事の際に、プラニオルが新たな法典化を拒絶することを可能にしたのである。新たな法典化は、「実務を五〇年にもわたる不安定の中に再び投げ込むことになるであろう」。法典化は、「科学的デイレクタンチズム」の行使ではないのである。⁽⁴¹⁾

この実務的な慎重さの背後には、より政治的な他の配慮が潜んでいる。フランスが「民衆階級の強い圧力のもとで民

主義的・社会主義的な方向に」向かいつつある時に法典を再び作るということは、大きな危険を冒すものだ、というのである。この社会勢力に対して「産業立法⁽⁴²⁾」という特別のはけ口を与えるとすれば、危険はより小さくなるであろう。プラニオルの懐疑的実証主義は、このようにして、特別法によって補完された百歳の法典ときわめてうまくやっていたことができるのである。唯一期待すべきは、「部分的手直しの手続が、なお長期にわたって十分である」ことである。⁽⁴³⁾

かかる純粹にプラグマティックな法典擁護論の中に、法典化が哲学的あるいは象徴的な意味づけを引き受けるのを止めたという事態を、明瞭に見出すことができる。法典は、たしかにしばらくの間は（さらに可能な限り長期にわたって）有益なものである。歴史的に見れば、法典は、まさに適切な時期に作られた。時の経過とともに法典が衰えを見せたとしても、ひとは自らを慰めることができるであろう。法典は、不可侵の法律を収めた聖なる櫃ではないし（不可侵の法律など存在しない）、証書に記された自然法でもない（自然法は実定法とは何のかかわりも持たない）からである。

〔一三〕 プラニオルは、最後に、「判例が、法律によって予見されなかつた様々な事項を解決するに」至ることを簡単に認める。具体的には、「運送保険、使用者・被用者間の関係、永代小作権、出版契約」などである。⁽⁴⁴⁾立法者がこれらの事項を独占するほうが望ましいであろうか？立法手法が適切であったとすれば、答えはおそらくイエスということになる。しかし、「近代の立法手続の瑕疵」は、「矛盾を含んだ多数派」によって法律の採択が行われることである。

この結果、首尾一貫しない立法ができあがってしまう。⁽⁴⁵⁾判例には、たしかに、可変性と散在性という持って生まれた不十分性がある。それにもかかわらず、判例による法形成に委ねるべきである。それらの不十分性が実務上の欠点であるかも、実は明らかではないのである。というのも、実務は、体系よりも解決を必要としているからである。⁽⁴⁶⁾

これらの判例による解決の権威に関して、プラニオルは強気である。「裁判所は、法典および法律の外で、新たに形成される慣習法を恒常的に再構成している」⁽⁴⁷⁾。判例は、それゆえ法源である。ジェニイは、判例に対して「実定法上の

明確な法源」としての地位を認めることを拒否し、「慣習の推進機関」としての役割しか認めなかつた。⁽⁴⁸⁾ プラニオルのもとでは、この種のためらいは存在しない。法源と権威の区別は無視される。法源、それは権威というわけである。⁽⁴⁹⁾ その結果、破毀院が「そのものの見方」を、「常に伝統を作り出す傾向がある司法体に強制する手段を持っている」以上、判例は、十分に認識され、確実な「確立された規範」を構成し、実定法を構成する、ということになるのである。プラニオルの判例実証主義は、その法律実証主義と同様に、揺るぎのないものである。⁽⁵⁰⁾

〔一四〕 この生來の実証主義の背後に、正確には何があるのであろうか？ 根本的には、法を「科学的に」扱おうとする意思である。「法の科学」は、実定規範しか対象とすることができない。そして、この実定規範は、それ自体、「争いの外に置くことができ、個人的意見には依存しない事実および観念の総体から」生じるのである。⁽⁵¹⁾ それゆえ、法を「善」と正義の技法」とする伝統的な定義には別れを告げなければならない。この定義は、プラニオルによれば、「裁判官、弁護士、行政官、公証人の仕事」を叙述するにはまったくもって正当である。しかし、ある人々の科学（教授の科学）は、穏当な意見を用いつつ見解の分かれる事件についての決定を行う（まったく実務的な）技法とは根本的に区別されるのである。

〔一五〕 以上から、法の科学は、具体的な個別の法の認識でしかありえない、ということになる。抽象的な法なるものを探求するとすれば、それは、明らかに、自然法の「不明瞭な概念」に向かつてさまよっていくことを意味する。プラニオルの言によれば、法の科学がその対象とする法は、「修飾語」を必要とする。それは、「ある国民の、……ある時代の、……（または）ある事項に関する法」⁽⁵²⁾である。実証科学は、普遍主義を排斥する。それは、現在または過去に個別的形態において存在する法だけを収集するのである。

その結果として、プラニオルは、理想主義的幻想を伴わずに、歴史主義を主張する。「法は生命を持ち、絶え間なく

変化する」。しかし、この変化を「理想に向かつての永遠の進歩」と受け取ってはならない。もし変化がそのようなものであるなら、「改革を行った時以降、われわれは、完璧に近い状態に到達するはずである。しかし、いまなお、そのような状態が目に見えるかたちで実現したことはない。そうであれば、これらの絶え間のない変化は、確かな改良を伴わないもので、それぞれの時代の嗜好や理念に対する継起的な対応にすぎなかつたのではないだろうか？ それぞれの改革は、一定の誤りと不十分性を含んでおり、誰もが知っている古い不都合性に代えて、使っているうちに明らかになるような新たな不都合性をもたらしただのである⁽⁵³⁾」。それゆえ、法が変化することを妨げることはできないにせよ、それを促進するメリットはなにもない。ここに、実証主義者である理由、そして法をあるがままに受け容れる理由がある。サレイユやジュニイと異なり、プラニオルは、「法の科学」に進歩主義的任務を割り当てない。その任務は、常に変化しうる事実の単なる認識にすぎない。それについて排斥したり承認したりする理由はない。なぜなら、それらは、古生物学が収集する事実と同様に発展する事実⁽⁵⁴⁾にすぎないからである。

プラニオルは、それゆえ、「他のものに還元しえない自然法を再発見する」という試みに、たとえそれが「可变的內容」を持つものであつたとしても、心を動かされることはないであらう⁽⁵⁵⁾。彼はまた、「民主主義的理念の進歩」や「社会法」の方向に進んでいくこともないであらう。しかし、彼は、事実の圧力や「事実の反乱」——それは生命そのものである——に抗して法典を維持しようとしまいであらう。これらから、プラニオルの方法が帰結することになる。

〔一六〕 プラニオルの方法は、根本的には、歴史的なものである。法の科学は、法の根拠にも、法の目的にもかかわらない。「なぜ」にかかわるこれらの「不明瞭な問い」に代えて、法の科学は、実証的精神にとつて回答可能な問いをただ一つ提示する。つまり、「どのようにして」という問いである。実定法は系図をもっており、それが実定法を説明する。われわれにとつて認識可能なものは、この系図である。「科学的」方法は、かくして、歴史的な方法となるであ

ろう。プラニオルは、ここでは、サレイユまたはエスマンの線上にある。法における歴史主義は、プラニオルの時代には、何ら新生児ではなかった。しかし、それは、一種の生氣論という独特の形態を採っていた。プラニオルは、その典型的な代表者であったと私には思われる。

〔一七〕 プラニオルは、明らかに歴史家である。彼は、ローマ法の「学説彙纂」(Pandectes)やフランス古法を教授した。彼は、ブルターニュ公国の古法に特別の愛着を抱いていた。⁽⁵⁶⁾彼の『民法概論』は、その各所で提示される貴重な「歴史的概観」のゆえに、利用価値が高いのである。そこでは、法の歴史とりわけフランス古法を通じて、数多くの問題に対する接近がなされる。三巻からなる『民法概論』の各巻の冒頭に掲げられた基本文献目録は、フランス古法時代の著者の三分の一は優にカバーしている。プラニオルは、これらの文献を直接に利用したのである。他方、彼が「注釈学派の最初の世代」に対して行った唯一の批判は、「歴史の忘却」ということであつた。「彼らは、法典が、過去とのかわりを持たない、何かまったく新しいものであると想像した」。それは、幻想である。とはいへ、「大革命が過去を一掃するに至つた時代には、まったく自然な幻想」ではあつた。また他方で、法典のみを見つめることによって、目覚ましい作品が産みだされもした。しかし、この「教義学的」かつ「不自然な」方法は、法典からそれが与えることのできたすべてをすでに引き出してしまつた。⁽⁵⁷⁾非歴史的な幻想の時代は過ぎ去つた。このすべてが、プラニオルにおいて明白である。しかし、プラニオルにおいてはこのいわば純粹に技術的な歴史主義しか存在しないと考えるならば、それは誤りである。

〔一八〕 一九世紀末葉には、民法を歴史的に扱うことは、すでに議論の余地のないものであつた。歴史への嗜好は、王政復古と七月王政のもとで一般的なものとなつていた。教授資格試験はまだ専門化されていなかつたから、多くの教授は、そのキャリアをローマ法や法の歴史を教えることから始めた。⁽⁵⁸⁾科学学派もまた、歴史学派の娘と自らを称してい

た。しかし、プラニオルがその『民法概論』を公刊した時点で、法史学は、独立の学問として確立されてからすでに半世紀を経過して⁽⁵⁹⁾いた。それゆえ、トロロンのように歴史学をロマンティックなやり方で利用し、「英雄時代」から「人間の法」への偉大な歩みを一連のサイクルを通じて叙述するというようなことは、もはや不可能である。⁽⁶⁰⁾このような理想主義的歴史(トロロンは「精神主義的」といつていたが)は、科学的ではない。科学的歴史学は、事実を収集するが、それがどのような方向を向いているかには関心を払わない。科学的歴史学は、ライプニッツの言によれば、「現在は、過去に満たされ、未来の重要な部分である」がゆえに、多くを説明するが、いかなるものも正当化しない。事實は、正当化を必要としないのである。この点において、法の歴史は、他の社会科学、とりわけ政治経済学と同様に、補助科学として役立つことができるだけである。⁽⁶¹⁾

この第一の意義に加えて、法の歴史には別の意義がある。プラニオルの目からすれば、それはたしかに第一の意義と等しい重要性を持っていた。フランス人に対して、「ある国民は、その意思によつて、立法上の改革の打撃によつて、自ら変化することはできない」ことを教えることである。⁽⁶²⁾フランス人にはそれが必要であつた。法の科学は、かくして、自然法を除去したのは、歴史の助けを借りて法律主義的信仰を除去すべきである。これは、次のことを証明している。すなわち、法律主義的幻想を放棄することによつて、実証主義は、単に懐疑的実証主義に変形され、それを通じて実証主義が強化されるのである。

(一九) このような法の歴史の考え方は、当然に一つの問題を提示する。法を変えるのが立法者の意思ではないとしたら、法はどのようにして変化するのであるか?ここにひとは、この時期に形成されつつあつた社会科学において流布していた生氣論のテーマを見出すことができる。法は、生命を持つがゆえに変化する。法は、すべてを「生命の法則」——変化あるいはより「科学的には」進化——に服せしめる有機体または有機体の集合である。有機体的・生氣

論的比喩は、ロマン主義の時代にすでに提示されていたが、社会ダーウイン主義のもとで「科学的」に確認され、新たな隆盛を経験するのである。この比喩が、理由よりも原因に関心をもつ「科学的」法思想に進入してきたということは、驚くべきことではない。プラニオルの文章には、他の著者と同様に、「法の運動」「法の生命」「生ける法」といった表現が頻出する。しかし、プラニオルにおいては、とりわけイエーリングの影響が見出されるように思われる。イエーリング（一八一八年〜一八九二年）は、ヴィーアッカーが「法的自然主義」と名付けたこの潮流のゲルマン的ヴァージョンを代表している。イエーリングの公然たる賛美者であるプラニオルは、そのフランス的ヴァージョンをかなりよく代表しているのである。法は闘争であり、利益の衝突であり、力の産物である。これらの事実を白日の下にさらけ出さなければならぬ。イエーリングとプラニオルは、この点で一致している。淘汰によって最良のものが選び出されるであろう。経済自由主義と保守主義、また社会進歩への配慮、これらの結合の点でも、プラニオルはイエーリングと同一である。最後に、概念天国に対する不信という点でも、両者は同一である。法は、地上のものなのである。

プラニオルは、これらすべて——その懐疑的実証主義、理想主義を伴わない歴史主義、概念に対する不信感——にもかかわらず、体系を造り上げた。ここにパラドックスがある。

II ヴェールに覆われた体系

〔二〇〕 プラニオルの体系は、構造にかかわると同時に実体にかかわる。その構造は、ドイツ法から導入したように思われる。その実体は、個人主義的・自由主義的民法のそれである。

〔二一〕 プラニオルの体系の構造は、『民法概論』の構成に示されている。その順序は、法典のそれとはまったく異

なるものになっている。この構成と基本観念は新規性に富んだものではあるが、現代の民法学者の目からみれば、それほど印象はないかもしれない。実際、これらすべては、後に続く世代の作品に受け継がれ（コランとカピタン、ジョスラン）、その後の学説も、それをそれなりの仕方でも消化して、体系自体が自明のものになってしまったからである。『民法概論』第一巻第一部は、「一般原則」との表題を付され、法律の一般理論の後に、「証拠の一般理論」と「法律行為の一般理論」を含んでいる。これのみでも、われわれは特に驚かない。第二巻の冒頭には、発生原因とは独立にそれ自体として考察された債務法の研究が置かれている。物権法は、資産 (patrimoine) の分析から始められている。これらも、われわれを驚かせることはない。しかしながら、これらは、一九世紀末葉の時期においては、教育上の根本的な革新であつた。それは、プラニオルの著作を同時代人の著作（ユックの『民法典の理論的・実務的注釈』⁽⁶⁵⁾あるいはボードリイ || ラカンチヌリイによつて編集された『理論的・実務的民法概論』⁽⁶⁶⁾と比較すればすぐに分かることである。もちろん、なにか根本的に新しい著作を相手にしているのだという感じを抱いた者もいた。ジェニイやサレイユ⁽⁶⁷⁾であり、とりわけ強くそのような感覚を抱いたジェニイは、「力強い総括」について語っている。ボンヌカースは、二五年後、それを再び想起している。⁽⁶⁸⁾

プラニオルは、科学学派のリーダー達が成し遂げなかつたこと、さらにいへば試みさえしなかつたことを成し遂げた。それだけに、上記の革新の印象には強いものがある。方法の問題にはあまり拘泥せず、徹底的に教育的に、冷めたいまですに実証主義的に、そして法を理論的に提示することには意を払つてもその「進歩」には意を払うことなく、プラニオルは、民法の一つの体系を樹立した。それは、この学問領域における現在における提示の仕方についても、いまなお枠組みを提供しているのである。この体系は、二つの類型から生まれたように思われる。一方におけるドイツ民法典の賢明なモデル、他方における時代が提示する政治的・社会的諸問題である。

〔二二〕 プラニオルが『民法概論』を一八九九年の秋に出版した時、ドイツ民法典は公布から四年を経過し、施行の時期を迎えていた。その立法作業は、比較立法協会によってフォローされていたが、この作業を主導したのは、ビュフノワールおよび彼の女婿であるサレイユであつた。翻訳もいくつか試みられ、その一つは、サレイユ、シャラメル、ジェニ、レヴィール、ユルマンおよびドリウーによって、司法省の比較立法委員会のためになされたものであつた。フランス民法典の作り直しに有益な「近代的」民法典のモデルをそこにみるという誘惑に駆られることもありうるであろう。それは、ほとんどサレイユの意見であつた。プラニオルの立場はそうではなかつた。彼は、心の奥底では再度の法典化に反対だったのである。プラニオルがドイツ民法典に「科学精神」を認めたことはたしかである。この精神は、「編纂に際しての特別の方法をもたらし、事項の配分に際して厳格な順序に従うよう努力がなされ、それぞれの事項の冒頭に、明確に規定されていないケースをも包摂するような十分に包括的な一般定式を配置する努力がなされたのである」。しかし、この「骨の折れる方法」は、法典というものにとつては、まったく無益である。ドイツ民法典は、その方法を「ドイツの大学の純粹に理論的な教育から直接的に」導入した。実務にとつては、実務家に「便利な」彼らの古い法典を教授達の法典に置き換えたところで、何も得るものはないであろう。しかし、反対に、ドイツのこの教授達の法典は、民法の「体系的提示」を新たな教育上の職務とするフランスの教授達にとつて、モデルとして役立てることができるとは、⁽⁶⁹⁾

〔二三〕 プラニオルの『民法概論』にドイツ民法典が刻印されていること、またドイツ民法典の背後にあるドイツのパンデクテン法学が刻印されていることは、直ちに気づくことである。⁽⁶⁹⁾ ドイツ民法典は、「総則をもつており、その規定はすべての法領域を支配する。このやり方によって、その後の歩みは大いに軽減される」。『民法概論』は、同様に、「一般原則」に関する第一部から始まる。法律行為論は、ドイツ民法典における総則の中心的部分を占める。『民法概論』においても同様である。「法律行為は、それだけで、法の科学の主要な対象を構成する」⁽⁷⁰⁾ からである。プラニオル

は述べる。「一九〇〇年以前には」、法律行為に共通する規範の提示は、「秩序も、方法もなしに、ある特定の法律行為についてそれを認識するのに応じて」なされていた。このようにして、共通規範から、「その特徴の一部とその重要性が失われていった。その一般性とその価値は、知覚されなかつた」。これもまたドイツ民法典総則編と同様の扱いであるが、意思表示理論が法律行為の中核に置かれる。「民法概論」はまた、意思一般の研究も行う。コーズは、契約の一般理論から姿を消す。プラニオルによれば、コーズは、「誤っており、かつ、無益な」観念である⁽⁷¹⁾。ドイツ民法典の構成においては、債務法が物権法の前に来ている。「民法概論」は、同じ構成を採用していないが、それは、フランスの大学における民法の授業プログラムによって物権法が一年次に配当され、債務法は二年次に配当されているためである。しかし、ナポレオン法典の構成に従ったこの授業の構成は、インステイテューティオーネス体系の遺憾な残滓である。「民法」として適切な教育方法を望んでいたのであれば、債務の一般理論が冒頭に置かれるべきであつたらう⁽⁷²⁾。この体系的な枠組みは、プラニオルにとって、教育的な機能をもっていた。しかし、根本的には、この体系を要請したのは、経済的・社会的利害であつた。プラニオルに、その体系の実体と内的骨組みを提供したのは、かくして、彼の時代の利害対立だったのである。これらの利害対立において、プラニオルは、かなり一貫して個人主義と自由主義の側に立っていたように思われる。

〔二四〕 法人をめぐる論争が、それを示す第一の機会となつた。この問題は、「民法概論」出版時には、いまだ新鮮な問題であつた。一八八四年の労働組合に関する諸立法および一九〇一年の非営利社団（アソシエーション）に関する立法は、この問題に強い現代的意味をもたらした。争われたのは、いうまでもなく、様々な法人の設立と運営に対する国家的コントロールの可否である。プラニオルによれば、この国家による監視は、常に存在していたし、必要なもの⁽⁷³⁾もある。問題は、それを適切に加減することに存する。しかし、現在提示されている法人理論のもとでは、それが可能

とならない。提示されている二種の理論——法人实在説と法人擬制説——のいずれも、対照的な不都合性を孕んでいるからである。人格の「比喩」が一方の極端にまで押し進められている法人实在説のもとでは、法人に対して「自然人のすべての属性」が付与され、その結果、国家に対する関係で、「本当の」人に付与される自由と等しい自由も付与されることにならう。この理論のもとでは、それゆえ、「公権力とライバル関係にある私的権力」に対する国家のコントロールの一切が認められないことになってしまう。法人擬制説には、「立法者に自由裁量を認め」、好きなように法人を扱うことを認めるといふ、反対のリスクがある。法人擬制説は、「その陰で政治的えこひいきが闊歩することを許してしまうヴェール」である。⁽⁷⁴⁾ 国家的コントロールの適正な加減は、問題になつてはいる利害に応じて見分けるべきである。そのためには、人格の「比喩」を忘れ、その外見の陰に隠れている現実を把握しなければならぬ。この現実とは、集団的所有である。「法人」といわれるものは、現実には、「空想的存在」であり、その背後には、幸いにもいまだ残存している集団的所有形態が隠されている。集団的所有は、近代国家においても、個人的所有の傍らに、大量に存在しているのである。⁽⁷⁵⁾ 「個人が金銭的利益実現のためにその資本を協同化する」ことで満足しているのであれば、これらの個人に対して国家的監視を行使する必要はない。商會社や民事會社⁽⁷⁶⁾のように政治的に無害な集団は、それゆえ、コントロールの対象にすべきではない。⁽⁷⁷⁾ 反対に、非営利集団に対してはその必要がある。とりわけ、修道会についてはそうである。その影響力は増大しており、「憲法上の共和国政体に対する危険となつてきた。政府は、これに対する闘いを開始した」のである。⁽⁷⁸⁾ ここから、一九〇一年法の「二面性をもつた」システムが正当化される。同法は、通常の非営利集団に対しては「かなり自由主義的」であるのに対して、修道会に対しては「厳格」なのである。⁽⁷⁹⁾ これは、本質的かつ明白に問題の政治的次元に属することである。それによつて、プラニオルがベーゼラーおよびギールケの「近代ドイツ理論」に対して激しい戦争を開始し、イエーリング⁽⁸¹⁾の意見に賛同した理由が説明される。「孤立した社会構成員が法人格

の真の名宛人である」というのは、個人だけが、法にとつては、「何らかの利益」を追求する主体であり、その結果、個人こそが真の法主体だからである。いわゆる「法人」においては、表見的な主体の陰に真の主体が隠れている⁽⁸²⁾。所有者である。法人は、現実には「物」である⁽⁸³⁾。人の法から財産の法へのこの問題の移し替えが、根本のところをなを指しているのかは、容易に理解することができる。政治的課題なしに、所有権の行使が問題になっているのだとしたら、国家は、私的所有のこの集団的形態をコントロールする必要はない。それは、所有権が個人的形態において行使される場合にコントロールの必要がないのと同様である。プラニオルのもとでの法人観念の否定は、なんら反自由主義的なものを含んでいない。まさに反対である。

〔二五〕 彼の觀察領域できわめて示唆的なのは、権利濫用およびフォートに関する論争である。この二つの問題は、明らかに結びついている。いずれも、個人的自由の行使との関係において觀察されるべき問題なのである。ここでは、プラニオルは、正面からの闘いを放棄して、間接的な防御を選んでるように思われる。プラニオルは、しばしば、すでに獲得された解決を確認するだけにとどまるのである。しかし、自由主義的方向におけるそれらの再解釈は伴っていない。

プラニオルによれば、権利濫用に関する近代理論は誤っている。「その反駁しがたい理由は、同一の行為が法に適合すると同時に法に違反するということはありえない、ということである」。諸権利は、所有権も含めて、「絶対的ということとはほとんどまったくありえないことである」。これが真実である⁽⁸⁶⁾。それゆえ、「言葉にだまされてはならない」。真の問題は、権利濫用の基準として、ソゼやジョスランの基準である「害する意思」を採用するかどうかである。「理念は高貴であるが、それは正確なのであろうか？人間は、相互に害しあうなかでその生活を送っている。社会における生活は、恒常的かつ普遍的な闘争である。その活動のなんらかの領域において優位を獲得する人間はすべて、また国民は

すべて、他の者を追い落とししているのであり、その競争者を排斥しているのであり、彼らを害しているのである。そして、彼は、その権利として競争者等を害するのである。これが自然の法則であり、人類は、そこから逃れることについて利益をもたない。というのは、それは、人類のエネルギーの唯一の刺激剤だからである」。(86)「制限された権利」という観念に対して一応の畏敬の念を表した後、プラニオルはこの定式を再解釈し、その毒性を除去してしまうのである。

(二六) リスク理論に対してフォートの観念を擁護するに際しても、同様のやり方(同様の戦術)が用いられる。法からフォートの観念を取り除き、リスク創出という観念に置き換えようというきわめて興味深い試みがある。私の評価によれば、問題はそのまま残っている。というのは、このリスク創出がそれ自体フォートに基づく所為なのかを知る必要が常にあるからである」。(87) いずれにしても、物の所為に基づく責任に関して形成されつつある判例は、「リスク」によって説明されるわけではない。もしそうだとすると、責任は、(サレイユやジョスランが望むように)物の所有権に付着することになってしまう。ところで、判例は、それを「所有者がその物について有する管理 (gestion) に対して、換言すれば、根本的には、所有者によって犯されたフォートに対して、管理・監督におけるネグリジャンスに対して」付着させているのである。この判例は、要するに、フォートの単純な推定を樹立したにすぎない。「一八九六年以来なされてきている一三八四条一項の用い方は、責任原則自体の変更を(導くものではなかった)。(89) 責任はすべて、このように引き続きフォートの上に構成されているのであり、物の所為に基づく責任もこの体系のなかに回収される。プラニオルがここで「精神主義的」学説を擁護したと考えるならば、それは誤解である。「道徳的帰責」の原則は、刑事責任に固有なものに止まるべきである。「金銭的責任は、懲罰でもなければ、名誉を汚す汚点でもない」。(91) ここで問題になっている「フォート」は、既存の義務の単なる懈怠として、すなわち、あるいは法的レベルの、あるいは実務レベルの規範に対する違反として、客観的に定義されるであろう。しかし、それは、根本的には、常に法律の中にその第一の源泉を見出

すのである。法律は、不正直であることを禁止すると同様に、不手際であることをわれわれに禁止する⁽⁹²⁾。不手際である者が不正直者と同様に支払うのは、自由な行動の対価なのである。

〔二七〕 プラニオルの体系は、このように、状況対応的な論争を通じて形成されてきた。ここでは、利益が概念に先行して存在する。しかしながら、プラニオルの体系の総体は、驚くべき首尾一貫性を保っている。

民事責任の一般理論の領域において、この点に関する魅力的な論証の素材を見出すことができる。単なる「フォートの擁護」から出発して、そこからプラニオルは次の結果に辿り着く。①フォートを、既存の義務の懈怠と定義する。②その結果、不法行為責任上のフォートと契約責任上のフォートとの単一性を主張する⁽⁹³⁾。③不法行為の場合に義務づけられる損害賠償と契約不履行の場合に義務づけられる損害賠償とを同一視する⁽⁹⁴⁾。不法行為に関するフォートの擁護から、かくして、その性質および機能において不法行為責任と同一の契約責任の樹立が導かれる⁽⁹⁵⁾。二つの姿態のもとでの単一の民事責任が、このようにして誕生した。

〔二八〕 さらに驚嘆に値するのは、この体系が、相次ぐ一般化を通じて、債務法の全体に達し、次いで財産法の全体に達し、ついには民法の総体を形成するまでになったことである。

単一の「民事的フォート」観念を構築し、契約責任の領域においても不法行為責任の領域においても賠償する債務は同一であることを説明した後、プラニオルは、契約から生じたものを除くすべての債務の機能を、不正義な損害の賠償または予防というところに帰着させる。このことよって、不法行為、準不法行為、不当利得および事務管理を、「理論的体系」のなかで同一のクラスに位置づけることが可能になる。伝統的な見解において「準契約」と呼ばれる所為は、不法行為および準不法行為と同様に、意思によらない不法な所為と把握されるべきである⁽⁹⁶⁾。そして、そこから、不正義な損害を賠償するという、不法行為および準不法行為と同一の債務が生じるのである。たしかに、不法行為から準不法

行為、準不法行為から準契約には、「損害を発生させる所為の有責性 (criminalite) において漸進的低減がある」。しかし、根本的には、賠償債務が生じるのは、常に「同一の力によって」なのである。第一次的契約債務のみが、この賠償債務のクラスから免れる。契約上の債務は、法律からではなく、意思の合致から生じるからである。ここから、債務発生原因を契約と法律という二つの要素だけに縮減して捉えるという、有名な二分法的債務類別論が導かれる。

〔二九〕 債務法に関するかかる体系は、物権を普遍的消極債務と捉える著名な理論⁽⁹⁷⁾を通じて、包括的な体系になる。

どのような影響関係がここで働いたのかは、よく分からない。プラニオル自身は、オルトランの「ローマ法の一般化」を引き、そのうえで、ロガンが「この考え方に關する自己の優先権を主張しているが誤っている」と、あけすけに述べている。⁽⁹⁸⁾ここでは、この「ペルソナリスト」理論の様々なヴァージョンを展開することも、学説上の対立やその度重なる新展開、誤解や議論のやり取りを叙述することもできない。⁽⁹⁹⁾ただ、プラニオルが次のように述べていることを引くに

止めざるをえない。すなわち、「人格が物と直接の關係をもつという通俗的な考え方は、法的概念と同様に、皮相的であり、誤っている」。法的な關係は、人格の間でなければ存在しえない。物権はすべて、(所有権を含めて)、積極的主体である所有者と消極的主体である他のすべての者との關係である。この關係は、それゆえ、根本的には、「固有の債務と同一の性格を有する債務次元の關係である。権利の名義人以外のすべての者に課せられる債務は、純粹に消極的である。かかる債務は、法律が権利の名義人に確保しようとする平穩な占有を妨害するおそれがあるすべてを差し控えることを内容とする⁽¹⁰⁰⁾。物権と債権との区別の起源となったのは、ローマ法における《債務を負う仕方(約定 stipulation)》と取得する仕方(握手行為 mancipation)》という二元的把握である。この二元的把握こそが、『法学提要 Institutes』の構成に承継され、そこから民法典の構成にも引き継がれ、「われわれの講義」にまで至っているものである。しかし、「年を経た古いものだからといって、この考え方が正しいということにはならない。物権は、その名義人以外の者すべての

負担における一般的消極債務を含んでいるという理由に基づいてでなければ、権利ではありえないのである⁽¹⁰⁾。民法の体系はすべて、その結果として債務の体系となる。物権と債権、既存の法律に基づく債務と派生的債務である。この体系において、「損害を惹起した所為に基づく賠償義務」は、膨大な領域を占める。それは、不法行為、契約上の債務不履行、古典的な準契約、不当利得などの領域をカバーするのである。

〔三〇〕『民法概論』第二巻の序言は、この体系の鍵を提供しているように思われる。「人間の間に存在するすべての関係、少なくとも法律が規律する関係は、債務の觀念に還元される。この觀念の外には、いかなる法的次元の問題も想定することができない。債務のないところでは、法はなんのかわりもたない。法律家は、沈黙するだけである。それは、芸術、道徳または経済の問題ではありうるかもしれない。しかし、法の問題ではないのである。それゆえ、それがどのようなものであれ、法の問題である以上、そこには債務関係の確認がなければならない。これは、他のすべての問題が前提とする根元的な問題である⁽¹⁰⁾」。

民法は、かくして、ありうる最も個人主義的で、かつ、最も主観主義的な基礎の上に再構成される。債務関係という基礎である⁽¹⁰⁾。所有権とその取得態様に基づいて構成されている法典の体系は、この理論的展望の変化に対抗して生き残ることはできないであろう。

(1) プラニオルは、一九二三年に退職した。彼の最後の判例研究が『ダローズ』誌に掲載されたのは、一九一六年のことである。彼の『民法概論』は、一八九九年に第一巻が出版され、一九二〇〜二一年までに八版を数えた。第九版（一九二二年〜二四年）から後の出版については、リペール (G. Ripert) がその責任を引き受けることになった。

(2) Ph. Malaurie, *Anthologie de la pensée juridique*, Cujas 1996, 227.

- (3) この二人は、教授資格試験の私法部門において注釈の出題をするに際して、無尺蔵の主題を提供している。外国では、サレイユとジエニイは、いずれも法思想史家から注目されているが、プラニオルの場合には、そのようなことはない。Wieacker, *A history of private law in Europe*, trad. T. Weir, 1995. において、P. Grossi, *Scienza giuridica italiana. un profilo storico, 1860-1950*. においても、サレイユとジエニイは、それぞれ何ヶ所かで引用の対象になっているが、プラニオルは、一切引用されていない。ジエニイについては、とりわけグロッシ (P. Grossi)、『アティアス (C. Atias)』、『オプティ (B. Oppetit)』の論考のほかカルボニエ (J. Carbonnier) の総括を収める次のような注目すべき特集号も出されている。Quaderni Fiorentini per la storia del pensiero giuridico moderno, n°20-199.
- (4) J.L. Halpéin, *Histoire du droit privé français depuis 1804*, n° 112 s.; C. Atias, *Philosophie du droit: les enjeux d'une fin de siècle*, in *L'évolution de la philosophie du droit en France et en Allemagne depuis la fin de la seconde guerre mondiale*, dir. G. Planty-Bonjour et R. Legais, PUF 1991; Ch. Jamin, *Henri Capitant et René Demogue: notation sur l'actualité d'un dialogue doctrinal*, *L'avenir du droit*, Mélanges F. Terre, 1999. 125.
- (5) シュール・ラシニエリヤ (Jules Lachelier) のそれにひいて、参照: C. Bouglé, *Les maîtres de la philosophie universitaire en France*, 1938. 1.
- (6) C. Nicolet, *Le radicalisme*, PUF, 1974. 32. 「連帯主義」については、参照: L. Bourgeois, *Solidarité*, 1897; C. Bouglé, *Le solidarisme*, 1907.
- (7) エミール・アコラス (Emile Acollas) (一八二六年、一八九一年) - 一八五〇年以降パリ大学の「自由教授」。「民主主義の観点からわれわれの法典とりわけナポレオン法典を根本的に改正すること」を目標に掲げたこの委員会の中心人物。第二帝政下での「超過激」な共和主義者であり、一八七一年三月パリ・コミューン時のはかない(不在の)パリ大学法学部長であった。アコラスは、そのキャリアを一八八〇年に刑務所施設の総監察官(!)として終えた。彼は、委員会の会合 (Jules Favre 宅) の模様をその著書の序論において伝えている。Mannet de droit civil, commentaire philosophique et critique du Code Napoléon, 2^{ème} éd. 1874, t.1, LXXX-XCVII.
- (8) 民法典第一編第六章のほとんどすべての規定を改正し、または廃止した一八八四年七月二七日の法律および一八八六年四月一八日の法律。周知のように、離婚は、王政復古の時代に廃止された(一八二六年五月八日の法律)。しかし、奇妙な

ことに、テキスト自身は明確には廃止されず、その亡霊が法典のなかに常に姿を見せていた。それゆえ周到で細心の注釈者は、「法典のテキストをばしよることを避けるために」(Marcadé, *Explication du Code civil*, t. 1, n. 758 s.)、それを引用し続けたのである。

(9) 貯蓄金庫に関する一八八一年四月九日の法律、別居した妻の能力に関する一八九三年二月六日の法律(民法三二一条)、妻の利得および賃金に関する一九〇七年七月一三日の法律。

(10) 一八九一年三月九日の法律(民法七六七条)。

(11) 一八九六年三月二五日の法律(民法七二四條、七五六條以下、九一三條および九一五條)。

(12) 一九〇七年一月七日の法律(民法三三〇條)。

(13) 一九二二年一月一六日の法律(民法三四〇條)。戦いは、一八七八年、元老院へのベランジェ(Béranger)法案の提出によって始まった。

(14) J.L. Halpétn, *op. cit.* n.° 113.

(15) J. Carbonnier, *Le Code civil*, in *Les lieux de Mémoire*, dir. P. Nora, II, 293.

(16) Ph. Remy, *Droits*, 1997, 26, La codification II. La recodification civile, 3.

(17) くれは、A. Tissier, *Le Code civil et les classes ouvrières*, Livre du Centenaire, I, 73, が提起する問題である。

(18) ピック(P. Pic)の著書 *Traité élémentaire de législation industrielle* の初版が出されたのは、一八九三年のことである。ピックと連帯主義との関係については、D. Bayon et L. Frobert, *Paul Pic (1862-1944)*, および les "Lois ouvrières", *RHFD* 1997, 18, 69. 参照。

(19) Saleilles, *Introduction à l'étude du droit civil allemand*, 1904, 3.

(20) *Introduction au Code civil allemand préc.* のほかにも、参照。Essai d. une théorie générale de l'obligation d'après le projet de Code civil allemand, 1890 (2^{ème} éd. 1901, sous le titre: *Etude sur la théorie générale des obligations d'après le premier projet de code civil pour l'Empire allemand*) および *De la déclaration de volonté*, 1901; *Contribution à l'étude de l'acte juridique dans le Code civil allemand* (art. 116 à 144), 1901. および、比較立法協会の (La Société de législation comparée) に提出したおよび多数の報告書 および *Annales de droit commercial* 誌に掲載した論考、とりわけ、債務譲渡、同時履行の抗弁権 (l'exceptio non adimpleti

- contractus)、法人、氏名、生死不明、能力に関する論考を参照。
- (21) A. Fouille, *L'idée moderne du droit en Allemagne, en Angleterre et en France*, 1878.
- (22) 教授資格試験について用いた「単一の」という表現は、二つの意味を持っている。すなわち、「単一」というのは、第一に、この試験は、(教授ポスト)とに学部審査委員によつて選考される(地方レベルのものではなく、全国レベルのものになったということ)を意味し、第二に、それは、細分化されない限定詞なしの「法学教授資格試験」だったということの意味するのである。四つの別個の部門(私法・刑事法、公法、経済学、法史学)に分割されるという「専門化」は、一八九一年以降のことではない。この改革の教育スタイルおよび研究に対する影響については、Esmein, *Rapport au Conseil supérieur de l'Instruction publique*, Rev. Ens. sup. 1896, 2, 243 s. 参照。一八五五年以前の教授採用方式の一般的な歴史については、Jur. Gén. Dalloz, *l'Organisation de l'Instruction publique*, n° 363 s. 参照。
- (23) J.L. Halpérin, op. cit. n° 24.
- (24) この審査委員会においては全国法学部視学総監であるラフェリエール(Laferrière)が委員長を務め、審査委員の中にはとりわけペラ(Pellat)・デルペク(Delpech)・オブリ(Aubry)・トリエ(Taurier)・ヴァレット(Valate)・ウド(Oudot)などの名を見出すことができる。
- (25) Bonnesse, *La pensée juridique française de 1804 à nos jours*, I, 426.
- (26) 一八九五年七月二四日の大臣アレテ。一九〇四年には、また新たな修正が行われることになる。
- (27) E. Gaudemet, *L'interprétation du Code civil en France depuis 1804*, 1935, 62.
- (28) この二人の著者の『民法講義』は、第二版までは(第一版が一八三八年、第二版が一八四三年出版)ハイデルベルク大学教授であるツァハリエ(C.S. Zachariae)の著作(第二版は一八一一年出版)の翻訳というかたちを採った。
- (29) Ch. Jamin, *L'oubli et la science, regard partiel sur l'évolution de la doctrine privatiste à la charnière des XIX^e et XX^e siècles*, Rev. trim. dr. civ. 1994, 815; Henri Capitant et René Demogue, *notation sur l'actualité d'un dialogue doctrinal, Mélanges Terré*, 1999, 125. インソについて、Wrecker, *A history of private law in Europe*, trad. T. Weir, 446. 参照。この運動を「法的自然主義(naturalisme juridique)」と名付けたのは、この著作である。これには、イエーリングからヘックへ、エールリッヒからカントロヴィッツへという、いくつものゲルマン的ヴァージョンがある。

- (30) サレイユは、この点を評価している。Nouvelle revue historique, 1900, 265. ボンヌカーズは逆にこの点に遺憾の意を表明して
529. L'Ecole de l'Exégèse en droit civil, 2^e ed. 1924. 251.
- (31) Traité élémentaire, n° 3.
- (32) Ph. Malaurie, op. et loc. cit.
- (33) プラニオルが最初に考えた天職は、まさにそこにあつた。一八七二年の一般資格試験の哲学部門で優等賞を獲得した後、
プラニオルは、最初は高等師範学校への入学を試みたのである(一八七三年に第一次試験には合格した)。法学が彼の意識
に上ってきたのは、その後のことである。プラニオルは、法学校の初年次の講義に言及して次のように述べている。そこ
では、初年次の教授達は、「その生徒をいわば水の中に投げ込んでいた」のであり、そのようにして、「最も知力と才能に
恵まれた多くの学生を混乱に陥れた」のである。Traité élémentaire, Préface, IX. この混乱は、各世代で繰り返されているよ
うに思われる。
- (34) 民法典の百周年を機に、民法典改正委員会が設置された。その委員長はバロ||ボープレ (Balot-Beaupré) であつたが、
とりわけ活動的なメンバーは、サレイユ、コラン (Colin) およびララノード (Laranode) であつた。この作業が結局中断
したのは、サレイユの死去が原因だつたように思われる。
- (35) Traité, t. I, n° 4 et s.
- (36) Traité, t. I, n° 15.
- (37) Saleilles, Annales de droit commercial, 1897, 47, n° 69.
- (38) Traité, t. I, n° 17.
- (39) Traité, t. I, n° 94. プラニオルは、次のように付け加えている。法典は、「最も好都合な時期に制定されたという意味で幸運
であつた」。もっと早かつたとしたら、「革命的熱情に対して過度に譲歩することを余儀なくされたであろう」。もっと遅かつ
たとしたら、「おそらく反動的精神の被害に苦しめられることになつたであろう」。
- (40) Traité, t. I, n° 87.
- (41) "Inutilité d'une révision générale du Code civil", Livre du Centenaire, II, 955.
- (42) 「産業立法」は、「近時形成されてきた法分野」で、解決すべき社会問題の性質を通じてのみ同質性を認められる領域で

- ある。それは、「一般に考えられるほどには科学の領域を増大させない」。それは、民法、行政法さらには経済学が扱う素材の全体を縫い合わせることに自己の役割を限定しているからである。Traité, t. 1, n° 28 et la note.
- (43) Traité, t.1, n° 118.
- (44) Traité, t.1, n° 125. さらに、反制定法的判例 (la jurisprudence *contra legem*) がある。国家に対する定期金償権の差押可能性を認めるに至った判例などである。この判例も、欠缺補充的判例 (la jurisprudence *praeter legem*) 以上にプラニオルの心を動かすことはなかった。
- (45) Traité, t.1, n° 119.
- (46) Traité, t. 1, n° 123.
- (47) Traité, t.1, n° 14.
- (48) Méthode d'interprétation et sources en droit privé positif, n° 149. シェニエの法源理論については、参照、Ph. Jestaz, François Gény: une image française de la loi et du juge, in François Gény, mythe et réalités 1899-1999 Centenaire de Méthode d'interprétation et sources en droit privé positif, sous la dir. de Cl. Thomasset, J. Vanderlinden et Ph. Jestaz, 37.
- (49) Traité, t.1, n° 9.
- (50) エスマン (Esmein) のもとでは、法律実証主義から判例実証主義への移行は、より明確である。参照、"La jurisprudence et la doctrine", Rev. trim. dr. civ. 1902.11; それを以下の文献と比較されたい。C. Jamin, Relire Labbé et ses lecteurs, préc. 251.
- (51) Traité, t.1, n° 4.
- (52) Traité, t.1, n° 2.
- (53) Traité, t. 1, n° 5 et note 1.
- (54) Traite, t.1, n° 3, note 1.
- (55) それと対照的に、シェニエのもとで自然法という(漠然とした)問題の占める位置について、参照、B. Oppetit, François Gény et le droit naturel, Quad. fior. 1991. 89.
- (56) 以下の著作がある。L'assise au Comte Geffroi, Etude sur les successions féodales en Bretagne, 1888; Les appropriations par bannies, Etude historique sur l'ancien droit du Duché de Bretagne, 1890; L'esprit de la Coutume de Bretagne, 1891; Julien Furic, Notice

sur sa vie et ses ouvrages avec un supplément inédit à son commentaire sur l'Usement de Cornouaille, 1893; Histoire du droit public et privé de la Bretagne depuis l'époque romaine jusqu'à la rédaction définitive de la Coutume au XVI^e siècle, Mémoire à l'Académie des Sciences morales et politiques, Prix Odilon Barrot 1895, pub. posthume sous le titre Histoire des institutions de la Bretagne (droit public et droit privé) en 1953; La Très Ancienne Coutume de Bretagne, 1895.

(57) Traité, t. 1 n° 129.

(58) このように多くの科目を担当することによって、輝かしい成果がもたらされることがあった。ラベ (Labbé)、アデマール・エスマン (Adhémar Esmein)、オルトラン (Ortolan) がその例である。

(59) La Revue historique de droit français et étranger 誌がラフェリエール (Laferrrière) およびラブレイ (Laboulaye) によって創刊されたのは、一八五五年のことである。もちろん、その先駆者もあつた。パルドリシエ (Pardessus)、イザンベール (Isambert)、クラムラート (Klimrath)、レルミニエ (Lerminier)、ジロー (Giraud) である。参照: Donald R. Kelley, *Historians and the law in Postrevolutionary France*, 1984. フランス法史学を教育科目として設置しようとする最初の試みは、王政復古の時代になされた。一八八〇年の改革によってそれが実現された。その最初の成果は、アデマール・エスマンの『初年次学生向け・フランス法史学基礎講義』(一八九二年) という優れた教科書である。

(60) 「法のロマン」という表現は、ベリアールサンプリ (Berriat-Saint-Prix) の後でプラニオルが再び用いている。Traité, t. 1, n° 130. トロロンンの歴史主義に関しては、参照: Préface aux préfaces de Troplong, RHF 1997, n° 18, 161 彼の歴史の見方は、しかしながら、ジロー (Giraud) のような「真の歴史家」とそれは、異なるものではなかった。J. Bouineau, Charles Giraud 1802-1881, RHF 20 (1999) 121.

(61) Traité, t. 1, n° 33. プラニオルがここで社会学に触れていないのは、興味深いことである。実際には、彼の『民法概論』において、多数の社会学的寸評があちこちに見出される。それを見ると、多くの点で、フェルケーム主義への接近(あるいはそれからの影響?) を語る誘惑にかられるであろう。

(62) Traité, t. 1, n° 32.

(63) A history..., op. cit. 355. イーリングにおける法律実証主義から「法的自然主義」への移行については、参照: J.-M. Trigeaud, *Notices pour l'histoire de la science juridique*, R.H.F.D. 1987, n° 5, 140; Ph. Malaurie, *Anthologie*, op. cit., 209. プラニオルは、

イエーリングをムラネール (Meulenaere) の翻訳で引用している。この翻訳は、『ローマ法の精神』(ドイツ版一八五五年) については一八七七年〜七八年に、『権利のための闘争』(ドイツ版一八七二年) については一八九〇年に出版されている。『法における目的』の翻訳は、一九〇一年にならなければ現れない。

(64) 「現代においておそらく最も偉大なこの法学者」。Traité, t. 1, n° 3018.

(65) 一八九二年〜一九〇三年。

(66) 一八九五年から。

(67) C.-r. du Traité élémentaire, N.R.H.D. Fr. et Etr. 1900. 265.

(68) Supplément au Traité de Baudry-Lacantinerie, t. 1, 1924. 361.

(69) Weiss, c.-r. du Traité élémentaire, Rev. crit. législ. et jurisp. 1900. 586, not. 588.

(70) Traité, t. 1, n° 266.

(71) Traité, t. 2, n° 1037 s. プラニオルによれば、エルンスト (Ernst) の批判 (La cause est-elle une condition essentielle pour la validité des conventions?, Bibliothèque du juriconsulte et du publiciste, 1826, I. 250.) はフランスにおいては見逃されてしまい、コース理論に対する攻撃の口火を切るようになったのは、ローランの著作であった (t. XVI, n° 111)。これに、バルタン (Barin) (一八八七年) やタルブリーチ (Tabouretch) (一八九四年) が続く。しかし、ここでもまた、「コースについてもはや語らない諸法典」(スイス債務法のほかドイツ民法典がここに入る。——訳者付記) が模範としての役割を果たしたことは疑いがない。なお、これらの諸法典においてコース (cause) の観念が用いられるのは、「真実の確固とした概念であるところの当初の不当利得 (condictio sine causa) 観念に単純に復帰する」目的においてのみである。

(72) Préface au Traité, t. 2, p. VIII.

(73) Traité, t. 1, n° 3032.

(74) Traité, t. 1, n° 3016.

(75) Traité, t. 1, n° 3005. なお、この部分は第三版で読むべきである。曖昧性を取り除くために、論争が再度提示されているからである。プラニオルは、当初は誤解され、ネグレスコ (Negulesco) によって「プリンツ (Prinz) の陣営に属するもの」とやられてしまった (n° 3005, n. 1)。

- (76) プラニオルは、政府のいかなる承認も得ていない民事会社に対する法人格の付与を認めたりヴォリ公爵事件判決に賛成してゐる。
- (77) *Traité, t. 1, n. 3040.*
- (78) *Traité, t. 1, n. 3043.* プラニオルは、非営利社団に対するこの「共和主義的」コントロールは、ダゲソー (*d'Aguesseau*) が作った一七四九年の王令にその淵源を持つことに注意を喚起している。彼は、奇妙にも、このテキストは、一九〇一年法までその効力を保っていたと評価している (*n. 3037*)。
- (79) *Traité, n. 3041.* プラニオルの遠慮のない観察によれば、この法律は特別にジェズイット教団 (イエズス会) を対象にしている。政府は、この教団からフランス人とりわけ青年を根こそぎ奪ってしまおうと試みたのである。
- (80) 人間には、財産を保有するには二つの仕方しかない。個人的に保有するか、集団的に保有するかである。ギールケは、この単純なものを見方をカオスの中に投げ込んでしまったのである (*Traité, t. 1, n. 3014*)。プラニオルによれば、フランスでギールケの学説を採用するのは、フイエ (*Fouille*) とウォーム (*Worms*) であつた。
- (81) イェーリングは、ギールケ等の誤つた法人学説を最初に批判し、「ドイツ科学の名誉」を守つたのであつた。 *Traité, t. 1, n. 3014.*
- (82) *Traité, t. 1, n. 3018.* *その*では、イェーリングの『ローマ法の本質』の長い引用が、ムラネールの翻訳 (*trad. Meulenaere, IV, p. 326*) に依拠してなされている。
- (83) 『民法概論』の第二版から、「擬制的人格」(法人)の問題を扱う場所は、人の法から財産の法へと移された。これと、プラニオルの財団理論およびドイツの財団 (*Stiftung*) に関する彼の分析 (*t. 1, n. 3030 et t. 3, n. 3347*) とを比較されたい。
- (84) プラニオルは、この二つの問題を一緒に検討している。『民法概論』第二巻の「契約以外の原因によつて生じる債務」の章における第二節「フォート」がその場所である (*p. 274*)。本稿においてこの第二巻は、一九一二年版を利用している。プラニオルのこの問題に関する考え方は、一八九五年から一九一〇年にかけての判例注釈や『ルヴェ・クリティク』誌に公表された諸論考(とりわけ民事責任に関する諸研究。その最初のものは、*Du fondement de la responsabilité, Rev. crit. 1905, 272*である)を通じて完成されるが、その完成された思想を、一九一二年版によつて把握することができるからである。
- (85) それゆえ、民法五四四条の定式は誤つてゐる。 *Traité, t. 1, n. 2333.*

- (86) *Traité*, t. 2, n° 871. イタリック (訳文では傍線で示した——訳者) は、プラニオルのものである。ドイツ民法二二六条は、「権利の行使は、それが他人に損害を与える以外の目的を有しないときは、認められない」と規定する。この規定は、プラニオルによれば、死文にとどまる運命にある。それはまた、同八二三条と調和させることが困難である (*Traité*, t. 2, n° 872 bis, これを以下と比較された)。Saleilles, *Théorie générale de l'obligation*, 370-373.)。
- (87) *Traité*, t. 2, n° 863 ^{ter}.
- (88) Saleilles, *Les accidents du travail dans la responsabilité civile*, 1897, et note au D. 1897.1.433; Josserrand, *De la responsabilité du fait des choses inanimées*, 1897, et notes D. 1900; 2. 289; 1904.2. 257.
- (89) *Traité*, t. 2, n° 930 s.
- (90) 「被用者」の所為に基づく「企業経営者および商人」の責任は、おそらくこの例外をなす。その責任は、リスクに基礎づけられるべきだからである。なお、家事使用人の所為に基づく主人の責任はまた別である。ドイツ民法典のモデルにしたがつて、選任上の過失 (*culpa in eligendo*) または監督上の過失 (*culpa in vigilando*) にその責任の基礎を求めるべきだからである (t. 2, n° 911)。
- (91) *Traité*, t. 2, n° 878. プラニオルは、道徳的帰責の考え方が完全に消え去ったとしても、何の痛痒も感じないであろう。次の引用を参照。「行為無能力者は、他人の損失において利得した状態にあるときは、その意思がなくとも、準契約の効果として、その返還を義務づけられる。どうして彼らは、他人に損害を与えたときは、利得の有無とは無関係に、その賠償を義務づけられないのであろうか?」
- (92) *Traité*, t. 2, n° 863 s., et *Rev. crit.* 1905. 283 s. *préc.* これらの著作の中で、プラニオルは、判例の検討を通じて、驚くべき「フォート観念の経験科学的分析 (*analyse expérimentale*)」を行っている。
- (93) *Traité*, t. 2, n° 877.
- (94) *Traité*, t. 2, n° 221 s.
- (95) 唯一の「現実的相違」(もともと「これも「実務においてはほとんど消滅している」とされているが) は、「損害を蒙った被害者に支払われるべき賠償の範囲を限定している」民法一一五〇条である (n° 897)。ここでもまた、批判のための素材は、ドイツから採られている n° 898。

- (96) *Traité*, t. 2, n° 811 s.
(97) *Traité*, t. 1, n° 2158 s.
(98) *Traité*, t. 1, n° 2159, note 2. ロガン (Roguin) は、その著書『法の規範』を一八九九年に出版している。
(99) この問題の歴史に関して、参照：C. Bocquet, *De l'opposabilité aux tiers comme caractéristique du droit réel*, *Essai d'épistémologie juridique sur la base des droits allemand, français et suisse*, Th. Genève 1978.
(100) 消極的主体（すべての人間）の普遍性と債務内容の消極的性格（不作為）という二重の特徴において、物権は、他人の生命、名譽、健康を尊重する」という法定の義務と接近してることになる（n° 2161）。
(101) *Traité*, t. 2, Préface, VIII.
(102) *Traité*, t. 2, Préface, VII.
(103) 法を主体間の関係の網の目として把握するというこの見方の背後に、（高等師範学校受験準備学級時代に読んだ？）カントまたは（ほとんど同時代人の）デュルケームの影響があるのではないか。これは、推測ではあるが、興味津々たる研究テーマである。

訳者あとがき

本稿は、Ph. Rémy, *Planiol: un civiliste à la Belle Epoque*. の翻訳である。訳出に際しては、小川浩三（北海道大学大学院法学研究科）、金山直樹（法政大学法学部）両氏から有益なご指摘を頂戴した。記して謝意を表する。なお、レミイ教授からの私信によれば、この論考は、*Revue trimestrielle de droit civil* 誌の二〇〇二年刊のいずれかの号に掲載される予定である。